# 14 パートタイム・有期雇用労働者と労働保険（雇用保険・労災保険）

## 1 雇用保険

### （1）雇用保険の適用要件

雇用保険は、原則的として労働者を一人でも雇用する事業に適用されます。次の２つの要件を満たす場合には、パートタイム・有期雇用労働者についても雇用保険の被保険者になります。

**雇用保険の適用基準**

- １週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
- 31 日以上引き続き雇用されることが見込まれること

＊令和６年雇用保険法の改正により、雇用保険の適用基準が週所定労働時間「20 時間以上」の者から「10 時間以上」の者に拡大される予定です（令和 10 年 10 月施行）。

### （2）適用区分

| 65 歳未満 | 65 歳以上 |
|---|---|
| 一般被保険者 | 高年齢被保険者 |

【雇用保険料率】（令和８年４月１日）

・一般の事業……13.5/1000（事業主負担　8.5/1000、労働者負担 5/1000）
・農林水産・清酒製造事業……15.5/1000（事業主負担 9.5/1000、労働者負担 6/1000）
・建設の事業……16.5/1000（事業主負担 10.5/1000、労働者負担 6/1000）

### （3）失業給付を受けられる日数（基本手当の所定給付日数）

①一般の離職者（定年・自己都合・懲戒解雇等による離職）

| 被保険者であった期間 | １年以上 10 年未満 | 10 年以上 20 年未満 | 20 年以上 |
|---|---|---|---|
| 全年齢共通 | 90 日 | 120 日 | 150 日 |

②特定受給資格者（倒産、解雇等による離職）（※１）及び特定理由離職者（※２）

| 被保険者であった期間／離職時の年齢 | １年未満 | １年以上 5 年未満 | 5 年以上 10 年未満 | 10 年以上 20 年未満 | 20 年以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 30 歳未満 | 90 日 | 90 日 | 120 日 | 180 日 | － |
| 30 歳以上 35 歳未満 | | 120日(90 日)※３ | 180 日 | 210 日 | 240 日 |
| 35 歳以上 45 歳未満 | | 150日(90 日)※３ | | 240 日 | 270 日 |
| 45 歳以上 60 歳未満 | | 180 日 | 240 日 | 270 日 | 330 日 |
| 60 歳以上 65 歳未満 | | 150 日 | 180 日 | 210 日 | 240 日 |

※１「特定受給資格者」（倒産、解雇等による離職者）にあたるかどうかの判断は、ハローワークが行います。

※２期間の定めのある労働契約の時期が満了し、かつ当該労働契約の更新がないことにより離職した者（更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立しなかった場合に限定）について該当する場合があります。該当するかどうかの判断はハローワークが行います。

※３（　　）内は受給資格に係る離職日が平成 29 年３月 31 日以前の場合の日数。

③障害者等の就職困難者、高年齢者（65 歳以上で離職）は別に定められています。

### (4) 給付を受けるための雇用保険加入期間

離職日以前の２年間に 11 日以上または 80 時間以上働いた月が通算 12 か月以上あり、かつ、雇用保険加入期間が通算 12 か月以上あること。

倒産・解雇等により離職した場合は、離職日以前の１年間に 11 日以上または 80 時間以上働いた月が６か月以上あり、かつ、雇用保険加入期間が通算６か月以上あること。

（労働契約が更新されなかったために離職した有期契約労働者についてもこちらに該当する場合があります。）

### (5) 基本手当日額

雇用保険で受給できる１日あたりの金額を「基本手当日額」といいます。この「基本手当日額」は原則として離職した日の直前６か月に毎月きまって支払われていた賃金（賞与等は除きます。）の合計を 180 で割って算出した金額（これを「賃金日額」といいます。）のおよそ 50 ～ 80%（60 歳～ 64 歳については 45 ～ 80%）となっており、賃金の低い方ほど高い率となっています。

基本手当日額は、年齢区分ごとにその上限値が定められています。

**基本手当日額の上限値**

（令和８年８月１日現在）

| | |
|---|---|
| 30 歳未満 | 7,450 円 |
| 30 歳以上 45 歳未満 | 8,270 円 |
| 45 歳以上 60 歳未満 | 9,110 円 |
| 60 歳以上 65 歳未満 | 7,830 円 |

## 2 労災保険

労災保険とは労働者が業務上の災害や通勤による災害を受けた場合に被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行うものです。この労災保険と雇用保険をあわせて労働保険といいます。一般的にはこの二つの保険にかかる保険料の申告・納付等は一括して行われています。

業務災害に係る保険給付の種類としては、①療養補償給付、②休業補償給付、③障害補償給付、④遺族補償給付、⑤葬祭料、⑥傷病補償年金、⑦介護補償給付、⑧二次健康診断等給付があります。

※労災保険料率全額事業主負担 2.5/1000 ～ 88/1000（業種等により異なります）

（令和６年４月１日改定）

詳しくは、東京労働局労働保険徴収部　電話 03（3512）1627
または、労働基準監督署（労災保険）、ハローワーク（雇用保険）へお問い合わせ下さい。
（「相談窓口案内」のページ参照）